

○郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱

平成29年3月31日告示第42号

郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、郡上市内企業の雇用の確保と地域の活性化を図るため、市内に移住し、市内企業に就職した者に対し、予算の範囲内で郡上市就職促進家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 市内に本店又は事業所を有する法人若しくは個人等をいう。
- (2) 正規雇用者 正規従業員として雇用期間の定めのない雇用であって1週間の所定労働時間が20時間以上の労働契約を締結する者をいう。
- (3) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する市の住民基本台帳に記録されること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）をいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校
- (5) 公務員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。
- (6) 借家等 市内における民間の借家又はアパート等（勤務事業所の官舎、社宅、社員寮等及び公共的団体が管理運営する住宅を除く。）をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 市に住民登録をした日の年齢が55歳以下であること。ただし、

夫婦での入居の場合、夫婦のいずれかの年齢が55歳以下であること。

(2) 市内企業等に正規雇用者として就職又は就業し、市に住民登録をした日から1年以内（再転入の場合は、郡上市からの転出日と郡上市への再転入日の間が1年以上経過していること）に補助金の申請を行う者及び市に住民登録をして市外に居住する者で、大学等の卒業の日から1年以内に市内企業等に就職した者

(3) 借家等を借り上げ、月額3万円以上の家賃を支払う者

(4) 借家等に入居する世帯全員が、公務員又は独立行政法人及び地方独立行政法人の役員若しくは職員でない者

(5) 借家等に入居する世帯全員が、市税を滞納していないこと。

(6) 地域住民との交流を積極的に図ることができる者

(7) 市内に引き続き3年以上生活の本拠として居住し、就職又は就業する意思のある者

(8) 補助対象事業の対象経費と重複して他の補助金の適用を受けていない者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(10) この告示による補助金の交付を受けたことがない者及びその世帯員

(11) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、事業所の人事異動等により市内に3年以上居住し、就職又は就業する見込みがないと市長が判断したものは、補助金の交付対象者としなない。

（補助金の額及び交付期間）

**第4条** 補助金の額は、支払った家賃の月額（共益費等を除く。）と当該借家等に附属する駐車場の借上料の合算額（以下「家賃等」という。）から住居手当を差し引いた額の2分の1以内で、2万円を超えない額とする。

2 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金を交付する月は、交付申請のあった月からとする。

4 補助金の交付期間は、36月を限度とする。

5 前項の補助金の交付期間は、家賃等の月額の算定の根拠となる期間による月数で算定するものとし、日割計算等による家賃等の支払いがある場合は、その月の翌月から交付するものとする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、就職促進家賃助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、次項に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯員の住民登録地が確認できるもの）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 世帯全員の状況及び住所歴・職業歴（様式第2号）
- (4) 定住等に関する誓約書（様式第3号）
- (5) 雇用通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出は、住民登録をした日から1年以内に行わなければならない。ただし、大学等に在学し市に住民登録をして市外に居住する者で、市内企業に就職した者については、大学等を卒業した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

3 前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする場合は、毎年4月末までに就職促進家賃助成事業補助金交付継続申請書（様式第1号の2。以下「継続申請書」という。）に、住宅の賃貸借契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

**第6条** 市長は、提出された申請書又は継続申請書及び添付書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、就職促進家賃助成事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、補助金申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、補助金の交付が適当でないことを認めるときには、就職促進家賃助成事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金申請内容の変更等)

**第7条** 補助金の交付の決定を受けた補助金申請者（以下「補助金交付決

定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じた場合若しくは申請を取下げたい場合は、就職促進家賃助成事業補助金変更(取下げ)承認申請書(様式第6号)により市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、補助金額又は補助金の交付期間を変更すべきものと決定した場合は、決定通知書により当該補助金交付決定者に通知するものとする。
- 3 月の途中での転居等の理由により、前項の規定による補助金の交付期間の短縮を決定する場合の交付期間の取扱いについては、1月に満たない期間は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の請求等)

**第8条** 補助金交付決定者は、当該補助金について4月分から9月分までを前期分、10月分から翌年3月分までを後期分として、前期分は9月末日までに、後期分は翌年3月末日までに就職促進家賃助成事業補助金交付請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家賃の支払いを証明する書類(領収書の写し等)

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付は、前項に規定するそれぞれの請求があった月の翌月の末日までに、補助金交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込むものとする。

(補助金の返還等)

**第9条** 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付決定者が、当初の交付申請のあった月から36月以内(以下「交付対象期間」という。)に市外へ転出したとき。

(2) 補助金交付決定者が、交付対象期間に離職したとき。

(3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(4) 前3号のほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、就職促進家賃助成事業補助金交付決定(一部)取消通知書(様式第8号)を、補助金交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。ただし、市長が返還請求をしないと認めるものは、返還請求を行わない。

4 市長は、補助金交付決定者が第8条第1項に規定する補助金の請求に係る交付日において、市外に転出しているとき又は明らかに今後定住が見込めないものと認めるときは、当該請求に係る補助金の全部を取消し、補助金を交付しない。

(補助金交付の再開)

**第10条** 補助金の交付決定を受け、前条第1項第2号に該当したことにより補助金の交付を取り消された者が、6月以内に新たに市内企業等に正規雇用者として再度就職又は就業した場合は、補助金の交付の再開を申請できるものとする。

2 補助金の交付を再開する月は、交付の再開の申請があった月からとする。

3 補助金の交付の再開による交付期間は、交付対象期間とする。

(補助金交付の再開申請)

**第11条** 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、継続申請書に、住宅の賃貸借契約書の写し、雇用通知書の写しを添え、市長に提出しなければならない。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降の補助金について適用し、施行日前の補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

就職促進家賃助成事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

郡上市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

郡上市就職促進家賃助成事業補助金の交付を受けたいので、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、当該補助金の交付決定のため、市が世帯全員の市税納付状況を調査することを承諾します。

記

1 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 年 月～ \_\_\_\_\_ 年 月分）

2 住宅の種類 一戸建借家・アパート・その他（該当する区分を○で囲んでください）

3 補助基本額

（1か月の家賃 \_\_\_\_\_ 円－住居手当 \_\_\_\_\_ 円）÷2 = \_\_\_\_\_ 円

（家賃には、駐車場の借上料を含むものとし、共益費等を除く。

千円未満切り捨て：上限2万円）

4 家賃等の支払い相手方 \_\_\_\_\_

5 添付書類

- ・住民票の写し（世帯員全員の住民登録地が確認できるもの）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・世帯全員の状況及び住所歴・職業歴（様式第2号）
- ・定住、就職又は就業に関する誓約書（様式第3号）
- ・雇用通知書の写し
- ・住居手当がある場合は、金額が確認できる書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第5条、第11条関係）

就職促進家賃助成事業補助金交付継続申請書

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

郡上市就職促進家賃助成事業補助金の交付を受けたいので、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第5条第3項又は第11条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、当該補助金の交付決定のため、市が世帯全員の市税納付状況を調査することを承諾します。

記

1 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 年 月～ \_\_\_\_\_ 年 月分）

2 住宅の種類 一戸建借家・アパート・その他（該当する区分を○で囲んでください）

3 補助基本額

（1か月の家賃 \_\_\_\_\_ 円－住居手当 \_\_\_\_\_ 円）÷2＝ \_\_\_\_\_ 円（上限2万円）

（家賃には、駐車場の借上料を含むものとし、共益費等を除く）

4 家賃等の支払相手方 \_\_\_\_\_

5 添付書類

- ・賃貸借契約書の写し
- ・住居手当がある場合は、金額の確認できる書類



様式第2号（第5条関係）

世帯員の状況及び住所歴・職業歴

1 世帯員の状況（申請年月日現在）

		氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	備考
世帯構成	世帯員						

2 住所歴（世帯責任者の郡上市に転入又は再転入する前の住所歴）

年	月		年	月	住所
		～			
		～			
		～			
		～			

3 職業歴（世帯責任者の郡上市に転入又は再転入する前の職業歴）

年	月		年	月	勤務先名
		～			
		～			
		～			
		～			

※現在の勤務先も記載して下さい。

様式第3号（第5条関係）

定住等に関する誓約書

私は、郡上市に定住する意思をもって住民登録し、市内企業等に正規雇用者として就職又は就業し地域住民との交流を積極的に図ることを誓約します。

なお、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡上市長 印

就職促進家賃助成事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで、交付申請があった郡上市就職促進家賃助成事業補助金については、下記のとおり決定したので、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 その他

交付の条件は、次のとおりとする。

- ・ 交付決定日から3年以上継続して郡上市に居住し、就職又は就業すること。
- ・ 郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第9条第1項各号に規定する事項に該当した場合、補助金の全額又は一部を返還すること。

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡上市長 印

就職促進家賃助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで、交付申請があった郡上市就職促進家賃助成事業補助金については、下記のとおり不交付決定としたので、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第6条2項の規定により、通知します。

記

1 補助金の不交付決定の理由

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

就職促進家賃助成事業補助金変更（取下げ）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた補助金の内容を変更（取下げ）したいので、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更（取下げ）の理由

2 変更（取下げ）の内容

様式第7号（第8条関係）

就職促進家賃助成事業補助金交付請求書

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた郡上市  
 就職促進家賃助成事業補助金について、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第  
 8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり交付を請求します。

記

請求金額 金 円

交 付 決 定 期 間		年 月 ～ 年 月	
請 求 期 間		年 月 ～ 年 月	
年・月	支払家賃の額	1/2の額	補助金決定額
合 計			

※添付書類

①家賃の支払いを証明する書類（領収書の写し等） ②その他市長が必要と認める書類

※補助金の振込先

銀行名	信用金庫 銀行 信用組合 農 協 店
種 別	普通 ・ 当座 （どちらかへ○を付してください。）
口座番号	
名義人	（カタカナ読み： ）

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡上市長

印

就職促進家賃助成事業補助金交付決定（一部）取消通知書

年 月 日付で交付決定した郡上市就職促進家賃助成事業補助金については、下記のとおり（一部）取消したので、郡上市就職促進家賃助成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補助対象事業の名称	年度 就職促進家賃助成事業補助金		
補助金の交付決定金額	円		
補助金の交付取消金額	円		
補助金の返還額	円		
(一部) 取消理由			